令和３年７月８日

各団　団委員長様

隊長様

日本ボーイスカウト川崎地区協議会

地区委員長　　　　　　北條　賢一

地区コミッショナー　　北村　岳人

新型コロナウイルス感染対応におけるスカウト表彰の特例措置について

１ 趣旨

○新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまでに緊急事態宣言が２回発出され、その都度、オンラインを除く全ての活動が自粛となり、スカウト表彰の申請要件である地区事業についても大きな影響を受け、中止又は延期措置となりました。

○新型コロナウイルス感染症については、現在においても感染拡大の傾向が続いており、今後も感染状況によりスカウト活動の実施に様々な制約を受け、奉仕機会も今までよりも大幅に少なくなることが続くものと想定されます。

※今年度も中止となった主な行事：国際仮装行列沿道警備、多摩川美化活動

市民まつり、ビーバーまつり

○こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症が収まるまでの当面の間、スカウト表彰の対象要件として救済措置を設けます。

○これにより、スカウト自身が奉仕活動を通じて、その意義を体得することで、スカウトの誇りや名誉を重んじ、今後の活躍につながるものと考えています。

○各団におかれましては、趣旨を御理解いただき、Scouting Never Stops！の合言葉のもと、より良い世界を創るために、いつの日も歩みを止めることなく、これからも前へ進んでいきましょう。

２　特例措置

(1)考え方

『川崎地区名誉会議及び表彰に関する規定』におけるスカウト表彰の対象要件について

(b)「地区行事および地域行事」については、「団の行事における運営者の一員として奉仕する（※何らかの役務を果たすことを条件）」ことも可能とする。

(2)適用期間

新型コロナウイルス感染症が収まるまでの当面の間

(3)スカウト表彰の申請に際して

団行事における運営者の一員として奉仕したことを証する書類を添付する

３　本件に関する問合せ

　地区コミッショナー　北村（連絡先は「年次総会資料」参照）

【参考】スカウト表彰の要件

『川崎地区名誉会議及び表彰に関する規定』より抜粋

【表彰等】

1. **種類と対象**

（１）地区協議会の名をもって授与又は、贈呈するもの（以下「地区表彰」という。）は次の通りとする。

①スカウトの表彰（授与標準）

スカウトの努力と栄誉をたたえ今後の活動を期待して表彰する。

1. スカウト表彰

(a) 団、地区活動、特に地区の諸行事への参加及び奉仕を実践し、スカウトの模範として現在も活動している者。

(b) 地区行事および地域行事に対する奉仕活動を必須とする。

(c) ボーイスカウト以外における地域社会への奉仕で、個人又は、団体の推薦のある者。

（必要資料及び新聞等に掲載されたものについては、それ等を添付する。）

(d) （a）（b）（c）を含め加盟登録が8年以上継続されていて現在も表彰に値するスカウトで団委員長が申請し名誉会議で審議する。